

## 院内感染対策に関連する法令等

武澤 純

### 1 届出

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」)に則り、以下の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等を診断した時には管轄の保健所に届出を行う。<sup>1</sup>  
(IVA)

全ての医療機関において、感染症の患者等を診断(死亡検案事例も含む)したときの届出

一類感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む):直ちに届ける

二類感染症患者、無症状病原体保有者:直ちに届ける

三類感染症患者、無症状病原体保有者:直ちに届ける

四類感染症患者、無症状病原体保有者:直ちに届ける

新感染症にかかっていると疑われる者:直ちに届ける

五類感染症患者(全数把握)(後天性免疫不全症候群、梅毒は無症状病原体保有者を含む):7日以内に届ける

指定届出機関においては、五類感染症のうち定点把握も届け出る(IVA)

「感染症法」に規定される届出は最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出る。(IVA)

「感染症法」において、届出をしなかった医師には罰則規定が設けられている。<sup>2</sup>(50万円以下の罰金)

	感染症名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスに限る)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症、オムスク出血熱、キャサナル森林病、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、鼻疽、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、ロッキー山紅斑熱